

高岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

高岡市議会委員会条例（平成17年高岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延若しくは災害等の発生又は出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うこ

とができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

現行	改正後	備考
<p>【中略】</p> <p>(新規)</p> <p>【中略】</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 略</p> <p>(新規)</p> <p>【中略】</p>	<p>【中略】</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延若しくは災害等の発生又は出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>【中略】</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>【中略】</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。